

## 税効果会計の仕組み

渡邊公認会計士税理士事務所

## 1. はじめに

ここでは、まず、①税効果会計の意義や税効果会計の対象となる税金、そして税効果会計を必要とする企業会計上の利益と課税所得との差異等の種類について触れ、その上でその差異を調整しようとする税効果会計の基本的な仕組みについて、簡単な説例も用いて解説いたします。ついで、②税効果会計の 2 つの方法（繰延法と資産負債法）の違いに触れたのち、税効果会計意見書で採用されている資産負債方に基づく一時差異等について解説します。さらに、③個別財務諸表および連結財務諸表における税効果会計の対象となる項目にどのようなものがあるかについて簡単に触れます。ここでの解説を通じて、税効果会計の基本的な枠組みを描き出すことにいたします。

## 2. 税効果会計を理解するための基本事項

### (1) 税効果会計の意義

97 年 6 月に改訂された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第二部 二 3(1)では、『税効果会計は、会計上と財務上の収益又は費用（益金又は損金）の認識時点の相違や、会計上と税務上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税等を適切に期間配分するための会計処理である』とされています。

また、税効果会計意見書では、税効果会計の目的に関して、『税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下、「法人税等」という）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。』と述べています。

税効果会計は、法人税等の期間配分ともいわれ、税金の発生主義による認識ともいわれます。ここでは、後述する資産負債法に基づく税効果会計を前提に税効果会計の意義を述べていますが、税効果会計の仕組みを理解するためにおさえておくべきポイントは次の 2 つであります。

- ① 企業会計上の（税引前）利益と税務上の課税所得の金額は通常一致していないため、課税所得に基づいて計算された納付すべき税金をそのまま税引前利益から差引いただけでは、企業会計上の税引後利益（当期純利益）が歪んでしまうこと。
- ② この歪みを是正するためには、法人税等を適切に期間配分することが必要であること。

ここでいう、「法人税等を適切に期間配分する方法」が税効果会計の手法ということになります。なお、ここでは、税効果会計の基本的仕組みを理解するた

め、当面個別財務諸表における税引前利益と課税所得との関係に絞って説明を行うことといたします。

## (2) 税効果会計の対象となる税金

企業に課税される税金には、法人税、住民税、固定資産税、事業税、事業所税等多くのものがある。これらのうち、税効果会計の対象とされる税金は、利益を課税標準とする税金である法人税、住民税および事業税である。特に、事業税では、利益を課税標準としないもの（例えば、収入金額が課税基準とされる電気・ガス供給業者の事業税、外形標準課税のうち資本割、付加価値割）は税効果会計の対象とはなりません。

## (3) 税効果会計が必要とされる理由

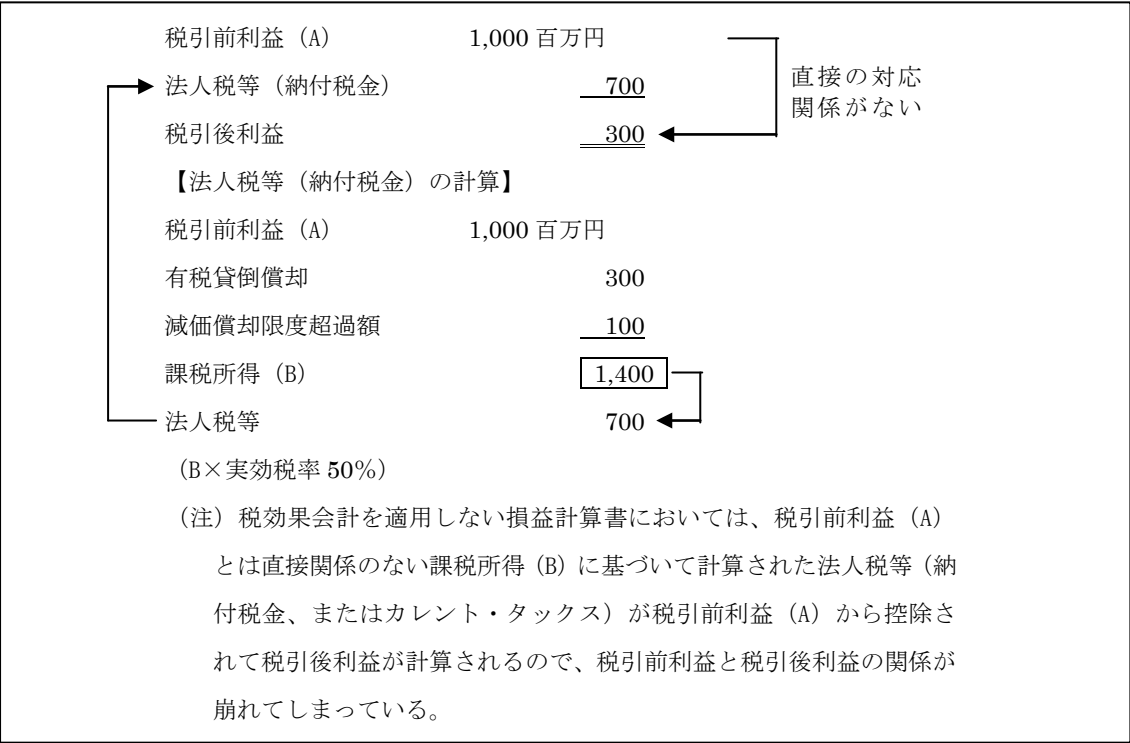
個別財務諸表において税効果会計が必要とされる理由は、企業会計上の税引前利益の計算とそれから控除される法人税等を計算する法人税法上の課税所得の計算原理が異なっている点にあります。まず、損益計算書を思い浮かべてください。現在の会計実務では、損益計算書の税引前利益から法人税等を差引いて税引後利益を算出する計算構造となっています。ここで差引かれる「法人税等」は、当該期の課税所得に対して課せられ農夫しなければならない税金（これを「納付税金」という）です。通常税引前利益と課税所得に差異が生じるので、法人税等が税引前利益とは異なる「課税所得」をベースに計算されているにもかかわらず、両者の差異を考慮することなく単純に税引前利益から法人税等（納付税金）が差引かれて税引後利益が計算される点に問題があります。このため、税引前利益と必ずしも対応しない法人税等（納付税金）が損益計算書に計上され、適切な税引後利益が計算されない訳です。図表 1 においてこの関係を簡単に示しております。

図表 1 では、損益計算書上の税引前利益が 1,000 百万円、これから法人税等 700 百万円を控除して税引後利益が 300 百万円、その法人税率が 70%（700 百万円÷1,000 百万円）となっている企業を示しています。この企業の課税所得は、「法人税等（納付税金）の計算にあるように、税務上損金算入されない貸倒償却と減価償却の償却限度超過額がそれぞれ 300 百万円と 100 百万円あるため、1,400 百万円となっています。これに法定実効税率（簡単化のために 50%としている）をかけて計算された当期の納付税金（これをカレント・タックスともいいます）は、700 百万円と計算されます。この納付税金がそのまま損益計算書の法人税等として計上されますのが、これまでの損益計算書（税効果会計が適用されない損益計算書）でありました。損金不算入項目があるため、税引前利益の 1,000 百万円ではなく、課税所得の 1,400 百万円に基づいて法人税等（納

付税金) が計算されているにもかかわらず、税引前利益と課税所得の差異 400 百万円に係る法人税等の調整が行われていないことになります。そのため、損益計算書上における法人税率は、法定実効税率の 50%を上回る 70%となってしまうことになります。

このような不都合を解消しようとするのが税効果会計ということになります。図表 3 の下段「税効果会計を適用した場合」を見ますと、X、Y、Z の 3 社とも、法人税等 (H) および法人税等調整額 (I) を合計した金額が、ちょうど税引前利益 (G) 1,000 百万円に法定実効税率 50%をかけた 500 百万円となっていますが、これが税効果会計適用の効果となります。言い換えると、税務上の取扱いがどのようであろうと、税引前利益に法定実効税率をかけた金額を法人税等および法人税等調整額の合計となるようにするために、法人税等調整額を算出する技法が税効果会計というものになります。

図表 1 税効果会計を適用しない損益計算書の計算構造



#### (4) 企業会計上の利益 (税引前利益) と課税所得との関係

課税所得は、企業会計上の税引前利益に損金算入・益金不算入項目、益金算入・損金不算入項目 (両者をまとめて申告調整項目という) を加減して算出され、これに基づいて納付すべき法人税等が計算されます。課税所得は、税務申告書では別表四という様式を用いて計算されます。この関係を簡単に示したの

が図 2 です。

図 2 企業会計上の利益と課税所得との関係

|                          |    |    |    |
|--------------------------|----|----|----|
| 企業会計上の利益＝                |    |    |    |
| (収                       | 益) | －  | (費 |
|                          | 用) |    |    |
| ±                        |    | ±  |    |
| 別表四＝(益金不算入・益金算入)－(損金不算入・ |    |    |    |
| 損金算入)                    |    |    |    |
| //                       |    | // |    |
| 課税所得＝(益                  |    |    |    |
| 金)                       | －  | (損 | 金) |

申告調整項目は次に示す 2 つの異なるタイプのものがある。

- ① 企業会計上の収益または費用が損益計算書で認識される期と税務上の益金または損金とされる期とがずれるタイプの差異。究極的には、企業会計上の収益または費用と税務上の益金または損金とは一致するものの、その認識のタイミングが異なるというものです。このタイプに該当するものには、減価償却限度超過額、有税貸倒損失（貸倒損失否認額）、引当金繰入限度超過額、棚卸資産や固定資産の有税評価損（評価損否認額）等があります。
- ② 企業会計上は収益または費用とされるが、税務上は益金または損金とされないタイプの差異。この差異は、企業会計と税務との考え方の違いから生じるもので、永久に取扱いの差異が解消することはありません。このタイプに該当するものには、交際費・寄付金の損金不算入額、役員賞与の損金不算入額および受取配当の益金不算入額等があります。

上記②のタイプの差異は、企業会計上の税引前利益算出までの段階で費用（収益）として差引かれ（加算され）ておりますが、税務上は課税所得を構成する（構成しない）ものとされており、両者の取扱いが一致していないために生じる差異となります。しかも、その差異が未来永劫にわたって解消することはないため、これに関連する法人税等の額は期間配分に適さず、課税が行われた期に法人税等を支払うだけの処理となるタイプの差異ということになります。したがって、このタイプの差異に係る法人税等は、当該差異が発生した期の実際の法人税率を変動させ、法定実効税率と異なる原因となるものであります（後述図表 4 参照）。

なお、このような実際の実効税率と法定実効税率との差異がある場合には、原則として、財務諸表の注記によってその原因を開示することが求められております。

申告調整項目の金額が大きければ、税引前利益と課税所得との関係は崩れ、納付すべき法人税等（納付法人税）を単純に税引前利益から差引いただけでは、申告調整項目が与える影響が損益計算書に反映したままとなってしまう、損益計算書上の税引前利益と法人税等または税引後利益との関係は歪んだままとなってしまう。そこで、このような事態の発生を回避するために、上記①に該当する申告調整項目に対応する法人税等を期間配分しようとするものが税効果会計ということになります。

## **(5) 2つの税金**

税効果会計を理解するには、法人税等に①納付税金（カレント・タックス）と②繰延税金（デフアード・タックス）という 2 つの税金概念があることを理解しておく必要があります。

「納付税金」とは、税務上の課税所得に基づいて計算された法人税等の額を指すものです。3月決算会社の場合、翌期の5月または6月に納付しなければならない法人税等の額が該当します。一方、「繰延税金」は、税効果会計を適用した結果計上される税金の期間配分調整額を指しています。

納付税金に繰延税金を調整した合計額（ここでは、これを便宜的に「法人税等合計」という）は、税引前利益に法定実効税率をかけた金額となりますので、税引前利益に対応した「法人税等合計」の金額を損益計算書で表示することができます。言い換えると、繰延税金は、「法人税等合計」が税引前利益に法定実効税率をかけた金額となるよう（「法人税等合計」が税引前利益に見合ったものとなるよう）に調整するために利用される項目であるということです。

もし、交際費のように、企業会計上費用とされても税務上損金とされないもの（企業会計と税務上の取扱いが根本から異なるもの）がありますと、損益計算書に計上される「法人税等合計」の金額が税引前利益に実効税率をかけた金額と異なったものとなります。その場合には、当該差異が発生した理由の開示が求められている訳です（財務諸表等規則第8条の12第1項第2号および連結財務諸表規則第15条の5第1項第2号）。

## **(6) 法定実効税率の計算**

税効果会計意見書では、「一時差異等にかかわる税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて每期見直しを行わなければならない」（第二,二,1）とし、さらに「繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする」（第二,二,2）とされています。

この「回収又は支払が行われると見込まれる期の税率」は、各納税主体ごとに、連結決算日又は子会社の決算日現在における税率を用いることとされ、もし、改正税法が決算日までに交付されている場合には改正後の税率を用いることとされています。税率は、支払事業税の損金算入の影響を考慮した次の算式で計算された法定実効税率が用いられます。

$$\text{法定実効税率} = \{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}\} \div (1 + \text{事業税率})$$

ここで、法人税率 30.0%、住民税率 17.3%、事業税率 9.6%とすると、法定実効税率は、約 40.867%となります。

また、資産負債法を採用していることから、税率変更の影響は、原則として変更のあった事業年度の損益計算書（法人税等調整額）に反映されます。

### 3. 説例による税効果会計の基本的仕組みの例示

#### (1) 申告調整項目の影響

税効果会計の仕組みを簡単な例で説明いたします。図表 3 では、X、Y および Z の 3 社について、税効果会計を適用しない場合の損益計算書を上段で示しています（なお、法定実効税率は簡単化のため 50%としている）。この損益計算書では、3 社とも税引前利益は同額（1,000 百万円）です。しかし、税引後利益では、Z 社が最も多く 750 百万円であり、他社より優れているように見えます。このような結果が生じるのは、結局 B 欄の法人税等（カレント・タックス）の影響であることがわかります。

D 欄では、B 欄の法人税等を計算するための申告調整項目の内訳を示しています。通常このような情報は開示されませんが、各社は課税所得を算出するために申告調整項目を把握し、決算期後に納付しなければならない納付税金（カレント・タックス）を計算しています。申告調整項目があるため、税引前利益が同一であるにもかかわらず、各社の課税所得の金額に差異が生じ、その結果カレント・タックスの金額（F 欄）に違いが生じています。

税効果会計を適用していない場合には、F 欄で計算されたカレント・タックスが、そのまま損益計算書の法人税等（B 欄）に計上され、税引後利益が計算されます。このため、例えば、財務内容健全化に努めようとして有税貸倒償却等を行っている X 社の税引後利益が 3 社中最低となって表示されるという事態が生じています。ここでの問題点は、税引前利益と直接関連しない課税所得（D 欄）に基づいて算出されたカレント・タックス（F 欄）が法人税等（B 欄）として損益計算書に計上され、これを税引前利益から差引いて税引後利益が計算されている点です。

ここで税効果会計を適用すると、下段の損益計算書の I 欄にあるように、繰延税金（デフヤード・タックス＝法人税等調整額）が計上される結果、申告調

整項目の有無にかかわらず、各社の法人税等合計（H+I）は税引前利益に法定実効税率（50%）を乗じたものとなります。この例では、交際費のように会計上費用計上されても、税務上損金として取扱われない項目（永久差異）が存在しないと仮定していますので、各社の税引後利益は同一となり、各社の収益力に差異がないことが示されます。すなわち、税引前利益が 1,000 百万円で同一であれば、税引後利益は、法定実効税率 50%で計算された「法人税等合計」を差引いた 500 百万円という同一金額となります。このように、企業会計上の収益と費用の認識と税務上の益金と損金の認識次期にずれがあるタイプの差異に対して、その認識次期のずれを調整しようとするのが（K 欄参照）、税効果会計の具体的手法でありまして、その結果、税務上の取扱いの影響を受けない税引後利益を損益計算書上に表示することが可能となります。ちなみに、X 社の例では、損金算入されない申告調整額 400 百万円に対して前払税金（＝繰延税金資産）200 百万円と法人税等調整額（損益計算書）200 百万円が計上されています。



図表 3 税効果会計の仕組み

1. 税効果会計を適用していない場合

【損益計算書】

|                             | X 社            | Y 社            | Z 社            |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| A. 税引前利益                    | 1,000 百万円      | 1,000 百万円      | 1,000 百万円      |
| B. 法人税等 (=F)<br>(カレント・タックス) | 700 百万円        | 500 百万円        | 250 百万円        |
| C. 税引後利益 (A-B)              | <u>300 百万円</u> | <u>500 百万円</u> | <u>750 百万円</u> |

【法人税等の計算】

|                                |           |           |                 |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------------|
| D. 税引前利益に含まれる申告調整項目            |           |           |                 |
| イ. 有税貸倒償却                      | 300 百万円   | —         | —               |
| ロ. 減価償却限度超過額                   | 100 百万円   | —         | —               |
| ハ. 利益処分により圧縮記帳を行う<br>固定資産売却益   | —         | —         | <u>△500 百万円</u> |
| D の合計                          | 400 百万円   | —         | △500 百万円        |
| E. 課税所得 (A+D)                  | 1,400 百万円 | 1,000 百万円 | 500 百万円         |
| F. 法人税等 (E×50%)<br>(カレント・タックス) | 700 百万円   | 500 百万円   | 250 百万円         |

2. 税効果会計を適用した場合

|                             | X 社            | Y 社            | Z 社            |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|
| G. 税引前利益 (=A)               | 1,000 百万円      | 1,000 百万円      | 1,000 百万円      |
| H. 法人税等 (=F)<br>(カレント・タックス) | 700 百万円        | 500 百万円        | 250 百万円        |
| I. 法人税等調整額 (=K)             | △200 百万円       | —              | 250 百万円        |
| J. 税引後利益 (G-H-I)            | <u>500 百万円</u> | <u>500 百万円</u> | <u>500 百万円</u> |

【法人税等調整額の計算】

|                                      |          |   |         |
|--------------------------------------|----------|---|---------|
| K. 法人税等調整額 (-D×50%)<br>(デッドウェー・タックス) | △200 百万円 | — | 250 百万円 |
|--------------------------------------|----------|---|---------|

## (2) 税効果会計の考え方

X 社の例を取り上げて、税金の期間配分（税効果会計）の考え方をもう少し詳しく見ていくことにしましょう。X 社には、D イに示すように有税貸倒償却 300 百万円があります。有税貸倒償却は、当期においては税務上の損金となるための要件を備えていませんが、企業会計上は売掛金等の回収が見込まれない部分を費用として認識する必要があると判断されたものです。将来相手先が破産または清算になる等一定の要件を満たした場合には、税務上も損金として認められますので、企業会計と税務では、費用または損金とされる次期にずれがあることとなります。このように企業会計と税務上の損益および益金・損金としての認識時期にずれが生じる場合にこれらの時期の差異を調整しようとする考え方が税金の期間配分（税効果会計）です。したがって、交際費のように、企業会計と税務の考え方が異なり、企業会計上費用とされても税務上損金とされることはないという項目（永久差異）は、税効果会計の対象とはなりません。

有税貸倒償却の場合には、当期においては税務上損金とされず課税所得となりますが（損金不算入）、最終的には将来のいずれかの期において差異が解消して税務上損金と認められます。したがって、当期において損金不算入部分に対して税金（カレント・タックス）を支払うこととなりますが、翌年度以降に税務上損金と認められる時点で当該損金不算入額が他の課税所得から減額できる（税務上損金として認容される）ことによって、当該支払税金が企業に返還されると考えることができます。すなわち、当該損金不算入額に係る税金は、当期に一旦納税されるが、将来認容が行われる年度のカレント・タックスから控除されることとなります。

言い換えると、損金不算入額が生じた期においてはカレント・タックスとして税金を前払いし、税金上損金と認められることとなった時点で前払いした税金が当該期のカレント・タックスの減額という形で戻ってくると考えることとなります。この事実を財務諸表上で認識しようとするのがまさに税効果会計でありまして、仕訳で表現すると次のようになります。なお、下記仕訳は、個別財務諸表における仕訳を示したものであり、連結財務諸表の作成に当たって生じる連結修正仕訳に対する税効果の認識の場合には、損金算入が認められた期の「繰延税金資産（B/S）」という科目は、「期首連結剰余金」という科目に置き換えられることとなります。

（損金不算入額が生じた期）

|           |    |            |    |
|-----------|----|------------|----|
| （借）繰延税金資産 | ×× | （貸）法人税等調整額 | ×× |
| （B/S）     |    | （P/L）      |    |

（損金算入が認められた期）

|             |     |            |     |
|-------------|-----|------------|-----|
| (借) 法人税等調整額 | × × | (貸) 繰延税金資産 | × × |
| (P/L)       |     | (B/S)      |     |

### (3) 永久差異の取扱い

交際費のように、企業会計上費用とされても税務上損金とされない項目（永久差異）がある場合には、税効果会計を適用しても損益計算書に計上される「法人税等合計」の金額が税引前利益に法定実効税率をかけた金額と異なることになります。その関係を図表 3 の X 社の例に条件を加えて説明いたします。図表 4 では、X 社に交際費 500 百万円がある場合の例を示しています。交際費があるため、X 社の実際の実効税率（75%）が、法定実効税率（50%）と異なっています。企業によっては、多額の交際費や寄付金が存在するため実効税率と法定実効税率の差異が大きくなる場合があると考えられます。すでに触れているように、このような場合には、その差異の理由の開示が求められています。

図表 4 永久差異項目のある場合（X 社）

|                                                                      |             |
|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 税引前利益（A）                                                             | 1,000 百万円   |
| 法人税等（納付税金）                                                           | 950         |
| 法人税等調整額                                                              | <u>△200</u> |
| 税引後利益（C）                                                             | <u>250</u>  |
| 【法人税等（納付税金）の計算】                                                      |             |
| 税引前利益（A）                                                             | 1,000 百万円   |
| 有税貸倒償却                                                               | 300         |
| 減価償却限度超過額                                                            | 100         |
| 交際費                                                                  | <u>500</u>  |
| 課税所得（B）                                                              | 1,900       |
| 法人税等（納付税金）                                                           | 950         |
| （B×50%）                                                              |             |
| 【法人税等調整額の計算】                                                         |             |
| 有税貸倒償却                                                               | 300         |
| 減価償却限度調整額                                                            | <u>100</u>  |
| 期間差異（D）                                                              | 400         |
| 法人税等調整額                                                              | △200        |
| （－D×50%）                                                             |             |
| （注）税効果会計適用後でも、法人税等＋法人税等調整額＝750 百万円                                   |             |
| となり、税引前利益 1,000 百万円に対して 75%の実効税率となっている。これは、法定実効税率 50%と異なっているが、その原因は、 |             |
| 交際費 500 百万円×50%＝250 百万円である。                                          |             |
| このような場合には、法定実効税率（50%）と実際の実効税率                                        |             |
| （75%）との差異の原因の開示が求められる。                                               |             |

#### (4) 2つの税効果会計

これまでは税効果会計の基本的仕組みについてわかり易く解説するため次に示す繰延法の考え方に基づいて税効果会計を説明してきましたが、ここでは、今回連結財務諸表原則や税効果会計意見書で採用されている「一時差異に基づく税効果会計」の枠組みについて紹介いたします。

##### ① 期間差異に基づく税効果会計（繰延法）

繰延法は、これまで税効果会計の一般的考え方として採用されてきた方法です。しかし、今日の貸借対照表（資産・負債）を重視する考え方に合致しないこともあり、連結財務諸表原則や税効果会計意見書では基本的には採用されていません。しかし、後述する連結財務諸表に係る税効果会計のうち、未実現損益の消去に係る税効果会計においては、唯一の例外として繰延法が採用されているので注意を要します。

企業会計における収益・費用の認識と法人税法における益金・損金の認識とが、金額的にもタイミング的にも一致しない場合があります。すでに触れた有税償却は、ある期に企業会計上費用として認識されても、税務上その期では損金とされないものである。また、交際費のように企業会計上は費用とされても、税務上は永久に損金と認められないものもあります。

繰延法とは、このような両者の認識の差異を「期間差異」と「永久差異」に区分し、このうち「期間差異」に対してその発生時の税率を乗じて繰延税金（税効果）を計算し、期間差異が消滅するまで繰延べる方法です。繰延法の特徴として次の2点が挙げられます。

- a. 期間差異発生後当該差異の消滅までの期間に起こる税率の変動をいっさい反映しない点（当該認識した時点での税率で据置く）。
- b. 繰延法は、フロー概念に基づく税効果会計で、每期発生する期間差異に当該期の法定実効税率を乗じて税効果を計算するので、その累計額は過去の各期の税率の混合物となる点。

期間差異とは、企業会計における収益・費用と法人税法における益金・損金との差異が最終的には解消するものの、両方でその認識時期にずれが生じるために発生する差異です。税務上の損金不算入・益金算入項目、益金不算入・損金算入項目等がこれに該当し、具体的には、退職給与引当金や貸倒引当金の繰入限度超過額、外科償却費の償却限度超過額、連結上の未実現利益、利益処分による租税特別措置法上の諸準備金等の繰入・取崩額があります。図表 1 や 3 における説明は、繰延法の考え方によったものです。

永久差異とは、企業会計における収益・費用と法人税法における益金・損金の範囲に相違があることによって生じる差異を指します。交差費の損金不算入

額や受取配当の益金不算入額のように企業会計上損益とされますが、法人税法上は、益金・損金とされず、その差異が解消されないものが永久差異に該当します。税効果会計との関係については、図表 4 を参照してください。

② 一時差異に基づく税効果会計（貸借対照表資産負債法）

『一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう』（税効果会計意見書、税効果会計に係る会計基準,第二,2）。当該差額（一時差異）は、期末ごとに把握され、一時差異累計額に期末の税率をかけて繰延税金額が算出されます。このため、税率の変更はその変更が行われた期の損益に反映されることになり、この点が繰延法とは異なる。繰延法がフロー概念に基づいているのに対し、資産負債法ではストック概念が採用されているといえます。

図表 5

一時差異

別表四

|              |        |
|--------------|--------|
| (1) 当期利益     | 10,000 |
| ：            | ：      |
| (2) 加 算      |        |
| ①減価償却限度超過額   | 1,000  |
| ②有 税 貸 倒 償 却 | 5,000  |
| ③交際費損金不算入額   | 2,000  |
| 課税所得         | ××     |

会計上の簿価

税務上の簿価

有形固定資産

30,000

30,000

一時差異

4,000

34,000

貸付金

5,000

5,000

一時差異

15,000

20,000

別表五（一）

|               | (イ)期首  | (ロ)増減 | (ハ)期末  |
|---------------|--------|-------|--------|
| 減価償却<br>限度超過額 | 3,000  | 1,000 | 4,000  |
| 有税貸倒償却        | 10,000 | 5,000 | 15,000 |
|               | 13,000 | 6,000 | 19,000 |

一時差異

同左税効果（繰延税金資産）

A 期首

B 増減

C 期末

(イ)×46%

C－A

(ハ)×40%

1,380

220

1,600

4,600

1,400

6,000

5,980

1,620

7,600

(注) 前期末及び当期末の実効税率をそれぞれ

46%及び 40%と仮定。

この関係を示したのが、図表 5 である。これは、個別財務諸表上における一時差異の関係を示したものでありますが、税務申告書別表四（税務上の損益計算書ともいわれる）で損金不算入項目として課税所得に加算された有税貸倒償

却額や減価償却限度超過額は、別表五(1)（税務上の貸借対照表ともいわれる）へ移記され、それぞれの累計額が把握されます。一時差異は、企業会計上の簿価と税務上の簿価との差額と定義されているので(図 5 右上参照)、結果として、別表五(1)で把握される利益積立金の累計額が一時差異に該当することになります。

減価償却限度超過額を例に説明すると、別表四では当期に損金不算入額 1,000 百万円が生じていることが示されています。これが、別表五(1)に移され、前期末までの減価償却限度超過額 3,000 百万円に加えられ、当期末では 4,000 百万円となる。右上の「一時差異」欄で示しているのは、企業会計の貸借対照表上で 30,000 百万円（会計上の簿価）で計上されている有形固定資産の税務上の簿価は、会計上の簿価に別表五(1)の減価償却限度超過額の当期末残高 4,000 百万円は、別表五(1)の減価償却限度超過額の当期末残高であるという関係を示しています。

また、図表 5 の右下の「同左税効果（繰延税金資産）」欄は、繰延税金資産の計算を示しています（減価償却限度超過額の場合なぜ繰延税金資産が認識されるのかについては後述します）。一時差異額に期末の法定実効税率をかけて繰延税金資産が算出されるので、期中に法定実効税率が 46%から 40%に引下げられた場合、期末の利益積立金累計額に 40%かけて繰延税金資産残高が把握されます。このため、税率引下げの影響は、当期の法人税等調整額にしわ寄せされることになります。

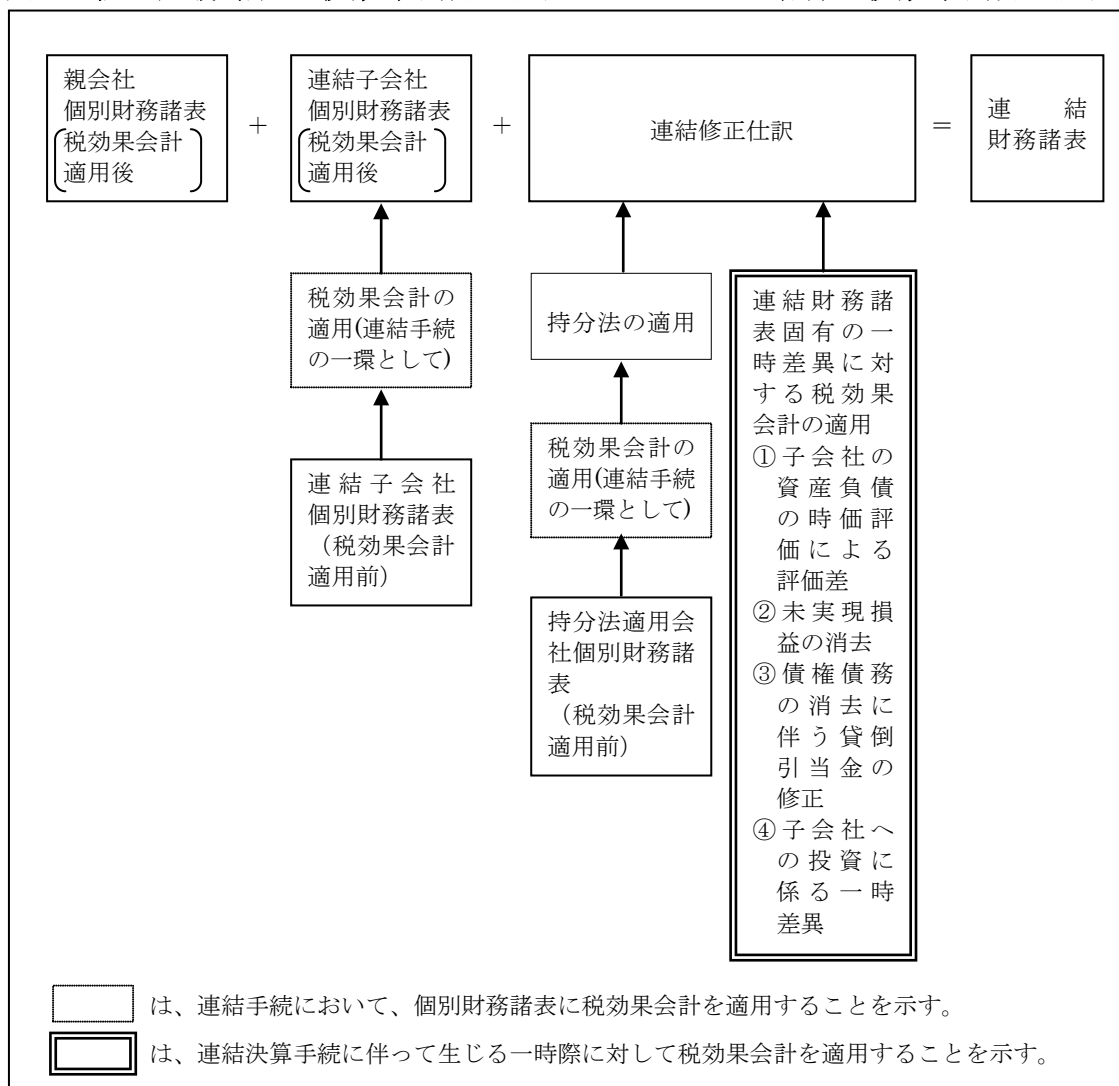
ちなみに、繰延法の場合には、期末の累積残高ではなく、別表四で把握される当期の申告調整額に当期実効税率をかけて当期に係る繰延税金資産または負債を計算することになります。減価償却限度超過額の場合であれば、1,000 百万円に 40%をかけた 400 百万円が繰延税金資産として認識されることとなります。期末の繰延税金資産または負債は、このような各期の計算額の合計額でしかないことになります。

## (2) 一時差異等

ここでは、一時差異およびこれに準じるもの（これらを合わせて「一時差異等」という）について、もう少し詳しく説明いたしましょう。税効果会計意見書では、一時差異等には個別財務諸表に係るものと連結財務諸表作成手続に係るものの 2 つがあるとし、次のものをその例として示しております（税効果会計に係る会計基準,第二,2 および 4）。なお、個別財務諸表において税効果会計を適用して財務諸表を作成している場合には、下記①が各企業の個別財務諸表段階で会計処理され、連結財務諸表作成手続においては、下記②のみを会計処理することになります。しかし、個別財務諸表で税効果会計を適用していない場

合には、連結財務諸表の作成手続に当たって、まず、連結子会社や持分法適用会社の財務諸表に税効果会計を適用して修正を行い、その上で、連結子会社の個別財務諸表の合算または持分法適用会社の個別財務諸表への持分法の適用が行われることになります（図 6 参照）。

図 6 個別財務諸表で税効果会計が適用されていない場合の税効果会計の適用



### ① 個別財務諸表上の一時差異等

個別財務諸表において一時差異の生ずる場合として、次の 2 つの例示があげられている。

- a. 収益または費用の帰属年度が相違する場合
  - b. 資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上され、かつ、課税所得の計算に含まれていない場合
- a.はいわゆる期間差異を指しており、その内容についてはこれまでの解説にお



いて説明してきました。b.は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(99年1月)の中で規定されている「その他有価証券」の時価と取得原価との差額(評価差額)の会計処理についての2つの選択可能な方法を提案しています。それらは、①評価差額をすべて資本の部に計上する方法と、②評価損となる場合は損失として損益計算書に計上し評価益となる場合は資本の部に計上する方法である(下記仕訳参照。ただし、当該仕訳は税効果会計適用前のものである点に留意されたい)。いずれの方法を採用した場合であっても、評価差額が損益計算書を経由することなく直接資本の部に計上される場合には、企業会計上の損益認識と税務上の課税所得との間に差異が生じ、b.の事態が生じることとなります。

(評価差額をすべて資本の部に計上する方法(評価益の場合)——税効果会計適用前)

|             |    |                |    |
|-------------|----|----------------|----|
| (借) その他有価証券 | ×× | (貸) 評価差額(資本の部) | ×× |
|-------------|----|----------------|----|

(評価損となる場合は損失として損益計算書に計上し評価益となる場合は資本の部に計上する方法——税効果会計適用前)

|             |    |                |    |
|-------------|----|----------------|----|
| (借) その他有価証券 | ×× | (貸) 評価差額(資本の部) | ×× |
| (借) 有価証券評価損 | ×× | (貸) その他有価証券    | ×× |

すでに図5で説明したように各社の税務上の申告調整項目(法人税申告書別表四の留保欄に記載され別表五(1)で翌期以降に繰越される項目)が個別財務諸表上の一時差異に該当します。

このほか、将来の課税所得と相殺可能な税務上の繰越欠損金および繰越外国税額控除は、一時差異には該当しませんがこれに準ずるものとして取扱われます(両者を合わせて「一時差異等」という)。例えば、税務上の繰越欠損金があるので、課税所得は生じないケース。これは、有税貸倒償却が認容される場合と同様な効果ですので(当該期の課税所得を認容された分だけ減額する効果)、一時差異と同様に取扱おうとするものであります。一時差異に準ずるものに対しては、その効果が将来減算一時差異と同様なので常に繰延税金資産が計上されますが、この資産計上額は、将来の課税所得が減額できる範囲に限定されていますので、注意が必要です(将来の課税所得が十分でなければ繰延税金資産は計上できない)。なお、税務上の繰越欠損金および繰越外国税額控除が一時差異に該当しないのは、繰越欠損金等には、これに対応する会計上の資産負債という概念がないからです(一時差異は、資産負債の会計上の簿価と税務上の簿価の差額と定義されている)。

## ② 連結財務諸表固有の一時差異

連結財務諸表固有の一時差異には、連結財務諸表の作成に当たり連結手続として行われる修正項目が該当します。税効果会計意見書で示されている例は次のとおりである。

- a. 資本連結に際し、子会社の資産及び負債の時価評価により評価差額が生じる場合
- b. 連結会社相互間の取引から生ずる未実現損益を消去した場合
- c. 連結会社相互間の債権と債務の相殺消去により貸倒引当金を減額修正した場合

このうち、b.に対しては、すでに説明したように、その性格の特殊性から、繰延税金資産・負債の計上に当たり、資産負債法ではなく繰延法が採用されていますので、注意が必要であります。

このほか、子会社投資にかかる一時差異があり、その内容は連結財務諸表の技術的な理解を必要とします。

## ③ 2つの一時差異

一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異の2つがある。両者の関係をまとめたのが図表7である。

### d. 将来減算一時差異

将来減算一時差異には、個別財務諸表上の一時差異と連結財務諸表上の一時差異があり、将来減算一時差異に対しては、必ず繰延税金資産が認識されます（「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第6号）第8項）。例えば、有税貸倒償却の場合、貸倒償却を計上した期では、税務上損金とされないためカレント・タックスの納付を行うが、将来税務上損金算入されるときには課税所得を減額させる効果があるので、当該納付額を一種の税金の前払いと考え、繰延税金資産を計上する。

#### ● 個別財務諸表上の一時差異

差異が生じたときに課税所得の計算上加算され、将来、当該差異が解消するときに課税所得の計算上減算されるものです。

#### ● 連結財務諸表上の一時差異

課税所得の計算には関係しませんが、連結手続の結果として連結貸借対照表上の資産額（負債額）が、連結会社の個別貸借対照表上の資産額（負債額）を下回（上回）っており、将来、連結貸借対照表上の資産又は負債が回収又は決済されるなど当該差異が解消されるときに、連結財務諸表上の利益を減額することによってその減額後の利益額その連結

会社の個別財務諸表上の利益額と一致する関係をもたらすものです。

(未払納付税金の認識)

|          |    |            |    |
|----------|----|------------|----|
| (借) 法人税等 | ×× | (貸) 未払法人税等 | ×× |
| (P/L)    |    |            |    |

(税効果の認識)

|            |    |             |    |
|------------|----|-------------|----|
| (借) 繰延税金資産 | ×× | (貸) 法人税等調整額 | ×× |
| (B/S)      |    | (P/L)       |    |

#### e. 将来加算一時差異

将来加算一時差異には、個別財務諸表情の一時差異と連結財務諸表情の一時差異とがあり、将来加算一時差異に対しては、必ず繰延税金負債が認識されます（会計制度委員会報告第6号第11項）。例えば、利益処分により租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合、利益処分に係る事業年度（すなわち、直前の事業年度）の税務申告上当該利益処分額が税務上損金とされるためカレント・タックスとして納付すべき金額が減額されるが、将来書準備金が取崩される期では課税所得が増額されることになるので、カレント・タックス（納付税金）が減額された金額に相当する金額を将来支払わなければならない未払税債務として認識するため、繰延税金負債が計上されわけです。

#### ● 個別財務諸表上の一時差異

差異が生じたときに課税所得の計算上減算され、将来、当該差異が解消するときに課税所得の計算上加算されるものです。

#### ● 連結財務諸表上の一時差異

課税所得の計算には関係ないが、連結手続の結果として連結貸借対照表上の資産額（負債額）が、連結会社の個別貸借対照表上の資産額（負債額）を上回（下回）っており、将来、連結貸借対照表上の資産又は負債が回収又は決済されるなど当該差異が解消されるときに、連結財務諸表上の利益を増額することによってその増額後の利益額がその連結会社の個別財務諸表上の利益額と一致する関係をもたらすものです。

(未払納付税金の認識)

|          |    |            |    |
|----------|----|------------|----|
| (借) 法人税等 | ×× | (貸) 未払法人税等 | ×× |
| (P/L)    |    |            |    |

|             |    |            |    |
|-------------|----|------------|----|
| (借) 法人税等調整額 | ×× | (貸) 繰延税金負債 | ×× |
| (P/L)       |    | (B/S)      |    |

図表 7 一時差異と繰延税金の関係

| 一 時 差 異  | 計上される繰延税金 | 一時差異の例示                                    |
|----------|-----------|--------------------------------------------|
| 将来減算一時差異 | 繰延税金資産    | 有税貸倒償却<br>減価償却限度超過額<br>引当金繰入限度超過額<br>有税評価損 |
| 将来加算一時差異 | 繰延税金負債    | 諸準備金の積立（利益処分方式）                            |

### (3) 繰延税金資産および繰延税金負債の計上方法

ここでは、税効果会計意見書で規定されている繰延税金資産および繰延税金負債の計上方法の概要を簡単に紹介いたします。

一時差異等に対しては、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産または繰延税金負債が計上されます。また、繰延税金資産については、将来の回収可能性を每期見直さなければならないとされています。例えば、有税の貸倒償却を行っても、将来当該貸倒償却は税務上損金算入される事業年度で課税所得が生じないのであれば、そもそも当該将来事業年度の支払法人税等（カレント・タックス）はないこととなるので、当該有税貸倒償却に係る税金を回収することができない。このような場合、回収できないと見込まれる部分に対しては、繰延税金資産を計上することはできないので、このような事態が存在するかどうかについて每期確認をしなければならない。

繰延税金資産または繰延税金負債の計上に当たり、適用される税率は、回収または支払が見込まれる期の税率であります。

繰延税金資産または繰延税金負債の期首残高と期末残高の差額は、原則として「法人税等調整額」として損益計算書に計上されますが、損益計算書に計上されない例外が存在いたします。それは、①資産の評価替えによって生じた評価差額を直接資本の部に計上する「その他有価証券」の会計処理のような場合と、②資本連結に当たり、子会社の資産および負債を時価評価することによって生じた評価差額がある場合です。

上記①に示した資産の評価替えによって生じた評価差額を直接資本の部に計上している場合には、評価差額に係る繰延税金資産または繰延税金負債は、当該評価差額から控除することになります。すなわち、評価差額は、税引後（ネットオブタックス）で計上されることとなります。その他有価証券の時価評価の例を示すと次のような仕訳が行われます。

(評価差額をすべて資本の部に計上する方法 (評価益の場合))

|             |    |                 |    |
|-------------|----|-----------------|----|
| (借) その他有価証券 | ×× | (貸) 評価差額 (資本の部) | ×× |
|             |    | 繰延税金負債          | ×× |

上記②に示した子会社の資産および負債を時価評価することによって生じた評価差額がある場合には、評価差額に係る繰延税金資産または繰延税金負債を当該評価差額から控除し、その純額を親会社の投資と相殺する子会社の資本に加算することになります。

(子会社の資産・負債の時価評価の結果評価益となる場合)

|            |    |             |    |
|------------|----|-------------|----|
| (借) 子会社の資産 | ×× | (貸) 子会社の負債  | ×× |
|            |    | 評価差額 (資本の部) | ×× |
|            |    | 繰延税金負債      | ×× |

ここでは、繰延税金資産または繰延税金負債の期首残高と期末残高の差額の中には、法人税等調整額として損益計算書に形状されない例外がある点を理解していただきたいと思います。

以上